

# 高橋振興対策協議会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、高橋振興対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、豊岡市立高橋地区コミュニティセンター内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、高橋地区内の産業・経済・交通・教育・医療・福祉・文化の発展を促進し、地区住民の安全で安心な地域づくりを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域課題に関する調査・研究及び広報に関すること。
- (2) 各区、その他各種団体等との連絡調整に関すること。
- (3) 安全で安心して暮らせる生活環境の維持、充実にに関すること。
- (4) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (5) 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (6) 環境及び景観の保全に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営及び地域産業の活性化に関すること。
- (8) 地域伝統文化の継承及び創出に関すること。
- (9) 社会教育、子どもの健全育成及び教育力の向上に関すること。
- (10) その他目的達成のために必要なこと。

## 第2章 組織

(構成)

第5条 協議会は、高橋地区内の住民、諸団体、グループ、企業、地区出身者及び関係団体等をもって構成する。

(部会)

第6条 協議会は、第3条の目的達成のため、次の部を設け、事業の積極的な推進にあたる。

- (1) きかく部
- (2) ささえあい部

(3) 地域づくり部

(4) 人づくり部

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長兼公民館長(以下「会長」という。) 1名

(2) 副会長 3名

(3) 会計 1名

(4) 監事 2名

(5) 区長 9名

(6) 財産区管理会 5名

(7) 各部長・副部長・部会計 12名

2 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし補欠により選任されたものの任期は前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長、会計、監事、各部長・副部長・部会計は各部に所属する者の中から選出する。

4 副会長1名は、高橋地区区長会長をもって充てる。

5 監事1名は、高橋地区区長会会計をもって充てる。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

3 会計は、協議会の会計を執行する。

4 監事は、協議会の会務及び会計を監査する。

5 部長は、部会を代表し、部会の事業計画を推進する。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、部長の職務を代理する。

7 部会計は、部会の会計を執行する。

(事務局)

第9条 協議会の会務を処理するため事務局を置く。事務局員は会長が委嘱する。

(顧問)

第10条 協議会に、顧問を置くことができる。顧問は役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

### 第3章 会議

(会議)

第 11 条 協議会の会議は、総会(定例・臨時)、役員会、部会及び三役会とし、会長が招集する。

2 総会の議長は、役員の中から選出する。定例総会は、年一回開催し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

3 総会は、各部に所属する者をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること
- (2) 予算の決定及び決算の承認に関すること
- (3) 規約の改正に関すること
- (4) その他主要事項に関すること

4 役員会は、会長、副会長、会計、監事、区長、財産区管理会及び各部長・副部長・部会計をもって構成し、必要に応じて開き、協議会の業務の執行にあたる。

5 部会は、部長、副部長、部会計、部員をもって構成し、協議事項について役員会の承認を求める。

6 三役会は、会長、副会長、会計及び監事をもって構成し、協議事項について役員会の承認を求める。

7 会長は、各会議に必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(議決)

第 12 条 総会は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

## 第 4 章 会計

(経費)

第 13 条 協議会の経費は、会費、寄付金、助成金、事業収入、負担金、その他、特別会計の収入をもってこれに充てる。

(会計)

第 14 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 5 章 その他

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

本規約は、昭和 53 年 1 月 1 日から施行する。

本規約は、昭和 62 年 1 月 31 日から改正施行する。

本規約は、平成9年7月30日から改正施行する。  
本規約は、平成10年9月25日から改正施行する。  
本規約は、平成11年1月23日から改正施行する。  
本規約は、平成11年2月24日から改正施行する。  
本規約は、平成17年12月27日から改正施行する。  
本規約は、平成21年4月1日から改正施行する。  
本規約は、平成22年7月3日から改正施行する。  
本規約は、平成25年4月11日から改正施行する。  
本規約は、平成26年2月1日から改正施行する。  
本規約は、平成27年3月23日から改正施行する。  
本規約は、平成28年9月1日から改正施行する。  
本規約は、平成29年4月1日から改正施行する。